

まちなか居住推進事業補助金

(空き家の購入支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

若者や子育て世帯のまちなか居住を推進するため、空き家の購入に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 自己居住用として空き家を購入し、誘導重点区域外又は賃貸住宅から当該空き家へ住民票を異動する予定であること
- 満40歳未満の人がいる世帯又は子育て世帯※であること
※満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯
- 市税を完納していること

補助対象経費

- ・ 空き家及び空き家に付随する土地の購入に要する経費

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2
(1,000円未満の端数は切り捨て。上限100万円)
※¹ 子育て世帯の場合は1/2(上限130万円)
※² 子育て世帯の場合は上記建物補助金額に1/2の加算あり※

※まちなか居住推進事業補助金(町家のリフォーム支援)等を併用する場合、加算の上限額があるため、市へお問い合わせください。

必要書類

- ・ 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)
- ・ 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し
- ・ 補助対象経費を確認することができる書類(見積書等)の写し など

留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家が対象です。
- ・ 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有することが条件となります。
- ・ 補助金交付後、10年以上居住する意思を有することが条件となります。
- ・ 売買契約前に申請を行い、交付決定を受けてから契約締結してください。
- ・ 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とします。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内で先着順となります。
- ・ 「上越市移住定住応援住宅取得費補助金」との併用はできません。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長

